

台風等異常気象時、大規模災害、地震等における対応について

1 暴風警報が発表された場合（愛知県全域、愛知県東部、東三河南部、田原市のいずれかに警報発表）

- (1) 児童の登校する以前に暴風（暴風雪）警報が発表されている場合
 - ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
 - イ 午前6時を過ぎても警報が継続されている場合は、休業とします。
 - ウ 上記ア、イの場合でも、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険な場合には、安全が確認されるまで自宅待機とします。
- (2) 児童の登校後に暴風（暴風雪）警報が発表された場合
 - ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに下校させます。
 - イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保し、安全に帰宅できると判断した後、児童引き渡し、教員巡視等により児童を下校させます。
 - ウ 上記ア、イのいずれの場合にも学校からメール配信で連絡します。

2 特別警報が発表された場合（愛知県全域、愛知県東部、東三河南部、田原市のいずれかに警報発表）

- (1) 児童の登校する以前に特別警報が発表されている場合
 - ア 午前6時の時点で発表中または「特別警報」から切り替わった「警報」が発表中の場合、休業とします。
 - イ 午前6時までに「特別警報」及び「特別警報」から切り替わった「警報」が解除された場合も、学校から連絡があるまで自宅待機とします。
 - ウ 授業を行う場合には、学校から連絡します。

※特別警報が解除され、警報に切り替わった場合にも、特別警報が継続しているとみなし同様の対応とします。

例) 午前5時00分に大雨特別警報が解除され、大雨警報が発表された。午前6時の時点でも引き続き大雨警報が発表されている場合
→大雨特別警報が継続しているとみなし、この日は休業とする。
- (2) 児童の登校後に特別警報が発表された場合
 - ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保します。（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等について、メール配信で連絡します。）
 - イ 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。（学校からメール配信で連絡します。）

3 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨、雷、強風等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

(1) 児童の登校する以前の場合

ア 安全と判断されるまで、自宅で待機し、安全を確保してください。児童の安全を優先し、遅刻扱いはしません。

イ 通学班の中でお互いに連絡し合ってください。

(2) 児童の登校後の場合

ア 安全と判断されるまで学校で待機させ、安全を確保します。(長い時間待機させる場合は、メール配信で連絡します。)

イ 安全に帰宅できると判断した後、児童引き渡し教員巡視等により児童を下校させます。

(3) 気象情報により、休校、学校の日課を変更する場合は、メール配信で連絡します。

4 「南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）」が発表された場合の対応

◇在宅中に発表 → 学校からの連絡があるまで自宅待機

◇登校中に発表 → 原則としてそのまま登校

◇下校中に発表 → 原則としてそのまま下校

◇在校中に発表 → 児童生徒の安全を確保した上で、国や市の情報をもとに授業継続か下校かを学校が判断し、下校の場合はメール配信で保護者に連絡をします。

◇学校の再開 → 学校を再開する場合は、メール配信等で保護者に連絡を行います。安全に十分配慮し登校してください。なお、通学路等の状況により、登校が危険なときは、登校しなくてよいです。

※「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表の場合は通常に戻します。登下校についても通常通り行います。

5 大津波警報、津波警報が発表された場合

(1) 児童の登校する以前の場合

ア 低い場所にいる場合は、高い場所へ避難してください。その際、低い場所を通過することのない経路で高い場所へ避難してください。

(2) 児童の登校後の場合

ア うしのけ山を避難場所とします。(長い時間待機させる場合は、メール配信で連絡します。)

イ 安全に帰宅できると判断した後、児童引き渡し、教員巡視等により児童を下校させます。(可能であれば、メール配信で連絡します。)